

大空町の人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

区 分	採用	退 職				
		定年	勸奨	普通	任期満了	合 計
一般職員等	8	0	3	7	2	12

(注) 再任用職員を含まない。

※令和8年4月1日採用：12名

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和8年	令和7年		
一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	支所戸籍窓口職員の減、退職による減
	総務	36	38	△ 2	
	税務	7	7	0	
	農林水産	16	16	0	人事異動による増
	商工	7	6	1	
	土木	13	13	0	
	民生	9	11	△ 2	公益的法人への派遣終了、退職による減
	衛生	15	15	0	
	小 計	106	109	△ 3	
特 別 行 政 部 門	教育	38	36	2	高等学校教育職員の身分が北海道から町に移行したことによる増
	小 計	38	36	2	
公 営 企 業 等 部 門	水道	2	2	0	
	下水道	2	2	0	
	その他	4	4	0	
	小 計	8	8	0	
合 計		152 [165]	153 [165]	△ 1 [0]	

(注) 1 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(3) 年齢別職員構成の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	9人	21人	14人	12人	10人	9人	12人	20人	18人	15人	10人	152人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A
令和 7年度	人 6,230	千円 9,522,756	千円 154,029	千円 1,452,629	% 15.25%

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 7年度	人 148	千円 571,252	千円 97,746	千円 234,158	千円 903,156	千円 6,102

- (注) 1 会計年度任用職員給与を含まない。
 2 職員手当には退職手当を含まない。
 3 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況 令和7年4月1日現在 大空町 97.0

- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大空町	43.5 歳	329,200 円	372,000 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(6) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		大空町	国
一般行政職	大 学 卒	232,000 円	232,000 円
	高 校 卒	200,300 円	200,300 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	300,200 円	334,800 円	382,100 円
	高 校 卒	271,700 円	302,300 円	336,100 円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、主事補、技師補	18人	16.4%
2 級	主事、技師	12人	10.9%
3 級	主査、主事、技師	26人	23.6%
4 級	主幹、主査	17人	15.5%
5 級	課長、主幹	23人	20.9%
6 級	課長	14人	12.7%

（注） 1 大空町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(9) 期末手当・勤勉手当の状況

大空町			国		
1人当たり平均支給額（令和7年度）			—		
1,581 千円					
（令和7年度支給割合）			（令和7年度支給割合）		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
（管理職）	2.525 月分	2.125 月分	（一般職員）	2.525 月分	2.125 月分
（主査職以下）	2.525 月分	2.125 月分			
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～15%			・役職加算 5～20%		
			・管理職加算 10～25%		

(10) 退職手当の状況（令和8年4月1日現在）

大空町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%)	
1人当たり平均支給額	5,736 千円	22,217 千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(11) 特殊勤務手当の状況（令和8年4月1日現在）

支給実績(令和7年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和7年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害鳥獣危険手当	一般職員	有害鳥獣等駆除作業	1日につき1,000円
感染症防疫手当	一般職員	感染症等処置	1日につき1,000円
行旅死病人取扱手当	一般職員	行旅死病人等の取扱作業	1日につき1,500円

(12) 時間外勤務手当の支給状況

支給実績(令和7年度決算)	18,889 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	230 千円

(13) その他の手当の状況（令和8年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	子ども及び父母等 月額6,500円から13,000円	同じ		13,878 千円	210,273 円
住居手当	家賃の額が月額16,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて月額28,000円を限度に支給	同じ		8,287 千円	197,313 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員 月額2,000円～66,400円	同じ		5,182 千円	129,540 円
管理職手当	6級 課長職 月額42,000円 5級 課長職 月額39,300円 5級 主幹 月額31,500円 4級 主幹 月額28,700円	異なる	支給額	18,842 千円	418,700 円
寒冷地手当	寒冷地域勤務者に支給 (11月～3月) 月額11,500円～29,400円	同じ		14,606 千円	109,002 円
管理職員特別勤務手当	災害への対処、その他の臨時又は緊急性を有する業務のため、週休日等又は平日深夜に勤務した管理職員 課長職 7,000円 主幹 6,000円 平日深夜に勤務した場合 課長職 3,500円 主幹 3,000円 ※6時間を超える場合は、100分の150を乗じて得た額を加算	異なる	支給額	70 千円	11,583 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額に100分の135	同じ		555 千円	19,815 円

(14) 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	町 長	750,000円
	副町長	627,000円
	教育長	555,000円
報酬	議 長	282,000円
	副議長	232,000円
	議 員	190,000円
期末手当	町 長 副町長 教育長	(令和7年度支給割合) 4. 65月分
	議 長 副議長 議 員	(令和7年度支給割合) 4. 65月分
退職手当	町 長 副町長 教育長	(算定方式) (支給時期) 給料月額×5. 126月×4年 任期毎 給料月額×3. 234月×4年 任期毎 給料月額×2. 838月×3年 任期毎

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の 勤務時間	1日の 勤務時間	勤 務 時 間			週休日
		開始時刻	終了時刻	休憩時間	
38時間45分	7時間45分	8時45分	17時30分	12時00分～ 13時00分	土曜日 日曜日

(2) 職員の年次休暇の状況

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

種 類	付与日数	平均使用日数
年次有給休暇	20日（原則）	14. 2日

(3) 育児休業・介護休業の取得状況

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

区 分	男性職員	女性職員
介護休業取得者	0人	0人
育児休業取得者	1人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分事由別分限処分数

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	4人	0人	4人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
条例に定める事由による場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	4人	0人	4人

(2) 処分事由別懲戒処分数

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は怠慢	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のようなサービス上の強い制約を課しています。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ②信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ③秘密を守る義務（同法第34条）
- ④職務に専念する義務（同法第35条）
- ⑤政治的行為の制限（同法第36条）
- ⑥争議行為等の禁止（同法第37条）
- ⑦営利企業等の従事制限（同法第38条）

(2) 職務専念義務免除の状況

(令和7年度)

免 除 の 事 由	承認件数
研修を受ける場合	4件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0件
他の公共団体の機関、学校その他の団体等から文書による依頼を受けて講演、講義、審判員等を行う場合	5件
健康診断、人間ドック及び脳ドック受診に必要な時間	80件
町長が必要と認める場合	0件

(注) 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(3) 営利企業等の従事許可の状況

(令和7年度)

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	4件	4件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

①内部研修（外部講師による職員研修含む）

(令和7年度)

研 修 名	修了者数
初任者研修（芝桜公園接遇研修）	3人
町長講話	43人
仕事の進め方研修（計5回）	155人
プレゼンテーション研修	50人
ケースで学ぶ部下指導研修	31人
自主研修	0人
定住自立圏共生ビジョンにおける職員研修	3人

②委託研修

研 修 名	研修先	修了者数
自治体法務（条例立案）研修	北海道市町村職員研修センター	1人
自治体法務（解釈・運用）研修	北海道市町村職員研修センター	1人
管理能力研修	北海道市町村職員研修センター	3人
指導能力研修	北海道市町村職員研修センター	0人
税務（基礎）研修	北海道市町村職員研修センター	1人
法令実務（応用）研修	北海道市町村職員研修センター	1人
新規採用職員基礎研修	オホーツク町村会	2人
初級職員研修（採用2年目）	オホーツク町村会	1人
中級職員研修（採用4年目）	オホーツク町村会	10人
町村職員監督者研修（JST基本コース）	オホーツク町村会	3人
法務（入門）研修	オホーツク町村会	1人
法務（基礎）研修	オホーツク町村会	1人
組織マネジメント研修	市町村アカデミー	1人

(2) 勤務成績の評定

① 常勤の一般職に属する職員の勤務評定

地方公務員法第23条第2項の規定に基づき、職員の執務について勤務成績の評価を統一的にを行い、その評価の結果に応じた措置を講じることにより、公平な人事管理を行い、もって職員の勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的に、年1回10月1日を評価基準日として常勤の一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。）を対象に勤務評定を行っています。

② 条件付採用期間中職員の勤務評定

地方公務員法第22条により、職員の採用は全て条件付とされています。採用後の職務遂行能力の実証を行い正式採用の可否を決定するため、採用日から概ね6ヶ月の時点で条件付採用期間中職員の勤務評定を行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員福利厚生事業の状況

区 分	概 要
北海道市町村共済組合	・ 組合員及び被扶養者の病気・負傷・出産・死亡・休業・災害等に関する給付 ・ 退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等の給付 ・ 健康教育、健康相談、健康診査、宿泊事業、貯金、住宅資金等の貸付など
北海道市町村福祉協会	・ 共済組合の事業を補完 ・ 各種祝金、弔慰金などの給付、生活資金の貸付けなど ※詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。

(2) 職員健康管理の状況

（令和7年度）

区 分	内 容	受診者
健康診断	総合健診受診対象者を除いた全員を対象に実施	46人
総合健診（人間ドック）	40歳以上（30～39歳は隔年）を対象に共済組合と共同で実施	95人
脳ドック	45歳以上の希望者を対象に実施	3人

(3) 公務災害補償の状況

（令和7年度）

加入団体	災害件数
地方公務災害補償基金 北海道支部	5件